

各種証明書のコンビニ交付の開始に伴う「石狩市印鑑登録及び証明に関する条例」の改正について

環境市民部市民課

【市の原案】

1. 条例改正の要旨

市では、交付場所や交付時間が拡大し、より利便性が向上する市民サービスとして、マイナンバーカード（個人番号カード）を活用した「証明書コンビニ交付サービス」を現在の証明書自動交付に代えて平成 29 年 2 月から開始する予定としています。

証明書コンビニ交付サービスの開始並びに自動交付機の運用終了により必要となる「石狩市印鑑登録及び証明に関する条例」の改正点について、皆様のご意見を募集します。

2. 改正案の概要

- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）を使用し、利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力することにより、コンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機（キオスク端末）から印鑑登録証明書の交付を受けられることを規定します。
- (2) 窓口において印鑑登録証明書の交付を受けるときは、印鑑登録証（カード）の提示が必要ですが、印鑑登録者本人が窓口で申請する場合は、印鑑登録証に代えてマイナンバーカードの提示により交付を受けられることを規定します。
- (3) 自動交付機の運用終了に伴い、自動交付機から印鑑登録証明書の交付を受けられることができる規定及び印鑑登録証の暗証番号の登録・変更・廃止の規定を削除します。

3. 改正時期

平成 28 年第 4 回定例市議会（12 月）に提案し、議決された場合は平成 29 年 2 月から施行する予定です。

証明書コンビニ交付サービスの開始と

証明書自動交付機の運用終了について

■コンビニ交付サービスとは

コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを利用して、全国の主要コンビニエンスストアの店頭には設置しているマルチコピー機（キオスク端末）から、住民票の写しや印鑑登録証明書などを取得できるサービスです。

○利用方法

マイナンバーカードをマルチコピー機にセットし、画面の説明に従い、タッチパネルを操作します。利用の際には、マイナンバーカードの交付時に設定した「利用者証明用電子証明書」の暗証番号（数字4桁）の入力が必要となります。

○必要なもの

マイナンバーカード（交付時に「利用者証明用電子証明書」を搭載したものの）

○証明書の種類

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書（印鑑登録をされている方に限ります。）
- ・戸籍全部事項証明書（謄本）
- ・戸籍個人事項証明書（抄本）
- ・戸籍の附票の写し
- ・所得課税証明書（賦課期日1月1日に石狩市に住民票のある方）
- ・納税証明書

○利用時間

午前6時30分～午後11時00分（年末年始及びメンテナンスによる停止日を除く。）

○取扱店舗

セブン-イレブン、ローソン、サークルK、サンクス、ファミリーマート、セイコーマート、コミュニティ・ストア（※）、セーブオン（※・・・一部店舗のみ）

○注意点

証明書コンビニ交付サービスでは、利用目的により手数料が無料となる証明書はお取扱いできません。公的給付を受けるために必要となる証明書については、市役所本庁舎または厚田・浜益支所の窓口にて請求いただくと、利用目的等を確認のうえ、従来どおり手数料が免除となる場合がありますのでご了承ください。

○個人情報対策及び発行の仕組み

マイナンバーカードをお持ちになったご本人が、マルチコピー機を操作し申請から発行まで行うので、証明書の内容を店員その他の人に見られることはありません。

専用回線を使い通信内容を暗号化することで、個人情報の漏えいを防ぎます。また、マルチコピー機内で証明書データは保持しません。

マルチコピー機の画面表示や音声案内により、マイナンバーカードや証明書の取り忘れを防止します。

証明書は、偽造・改ざん防止処理を施して印刷します。

■証明書自動交付機の運用を終了します。

証明書コンビニ交付サービスの開始により、証明書の発行可能場所と発行時間帯が大幅に拡大となるため、市役所本庁舎と市内3ヶ所のコミュニティセンターに設置している自動交付機の運用を同時期（平成29年2月）に終了する予定です。

自動交付機で使用できる「印鑑登録証兼いしかり市民カード」は、自動交付機の運用が終了した後も「印鑑登録証」として、窓口で証明書を請求する際に必要となりますので、これまでどおり大切に保管してください。なお、印鑑登録証を兼ねない「いしかり市民カード」については、自動交付機の運用が終了すると使用のできないカードとなります。

証明書コンビニ交付サービスをご利用になる場合は、マイナンバーカードを申請取得されますようお願いいたします。